

産業廃棄物処分業許可証

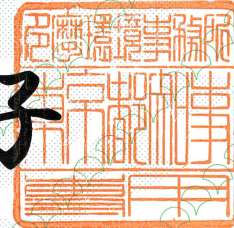
住所 東京都羽村市緑ヶ丘三丁目3番地3

氏名 株式会社西東京リサイクルセンター
代表取締役 植田 徹也

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 2年 8月 18日

許可の有効年月日 令和 7年 8月 17日

1 事業の範囲

(1) 業の区分：処分（中間処理）

(2) 処分の方法と取り扱う産業廃棄物の種類

発酵：汚泥（有機性のものに限る。）、廃油（有機性のものに限る。）、廃酸（有機性のものに限る。）、廃アルカリ（有機性のものに限る。）、動植物性残さ

(以上5種類)

2 事業の用に供する施設

住所：東京都羽村市緑ヶ丘三丁目3番地3

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	施設許可番号	施設許可年月日
発酵	汚泥(有機性のものに限る。)	---	168 t/日	令和2年4月8日	---	---
	廃油(有機性のものに限る。)					
	廃酸(有機性のものに限る。)					
	廃アルカリ(有機性のものに限る。)					
	動植物性残さ					

3 許可の条件

(1) 作業時間は、原則として8時から18時までとし、発酵施設の稼働時間は、1日24時間とする。

(2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

(3) 中間処理は本都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

令和 2年 8月 18日 新規許可

5 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 無

(以下余白)

